

ヌートリア

【生態】

草食性の大型齧歯類で、体長 50 ～ 70cm、尾長 35 ～ 50cm、体重 6 ～ 9 kg と日本の齧歯類では最大で、耳は小さく後ろ足に水かきがある。陸上での動きは緩慢であるが、水棲生活によく適応しており、日本では水辺生活する唯一の齧歯類である。本来は夜行性であるが、昼間でも餌を食べているところがよく観察される。通年繁殖し、年間 3 ～ 4 回繁殖を行い、2 ～ 6 頭の子を産む。生後、4 ヶ月ほどで性成熟するなど非常に増加率が高い動物である。河川の中・下流域や池沼の流れが穏やかな場所の周辺に、巣穴や浮き巣を作って繁殖する（日本生態学会編、2002）。



ため池の土手に作られた巣穴（加古川市）

【侵入経緯と県下の分布状況】

本種は南米原産である。毛皮が優れているので、1939 ～ 49 年、軍服用の毛皮獣として各地で盛んに繁殖された。しかし、戦後、需要が減少し、養殖場は相次いで閉鎖され、養殖されていたものが野外に放逐され、定着した。当初の分布は繁殖場周辺に限定されていたが、西日本を中心に次第に分布を拡大している（日本生態学会編、2002）。

兵庫県では、1970 年代までは、篠山市周辺と姫路市、相生市、稲美町の数地点での確認状況であったものが、1985 年以降、加古川水系、揖保川水系に広がり県北部でも多く確認されるようになった（図 5 - 1 参照）。

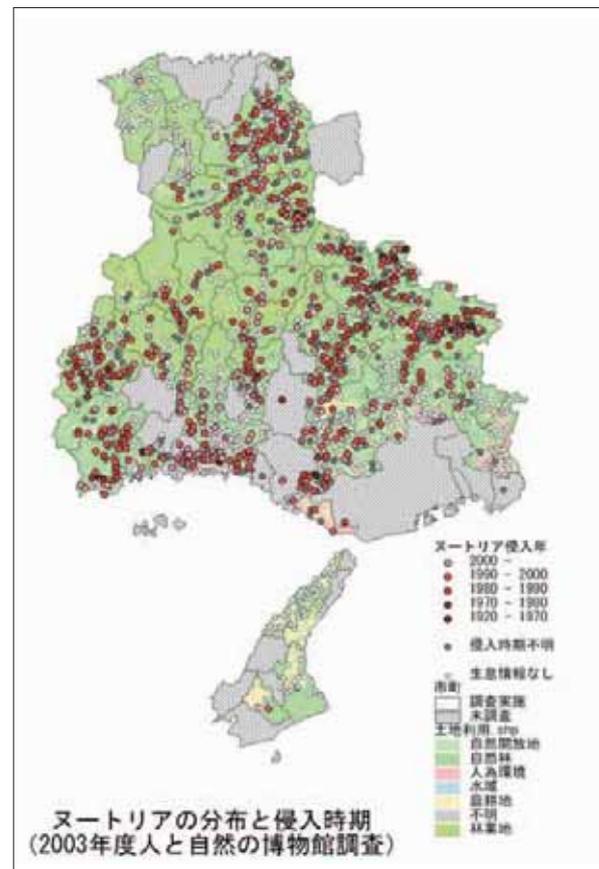


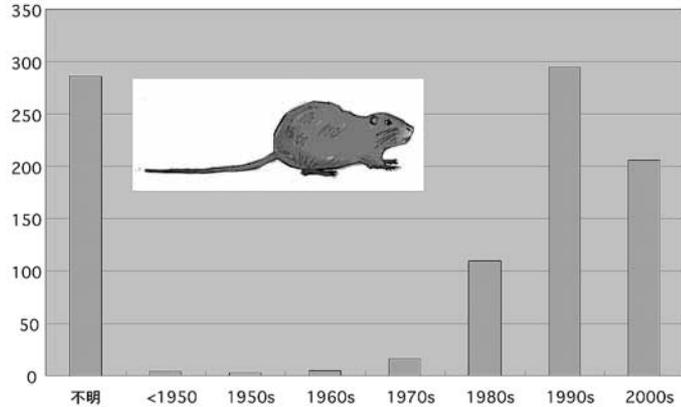
図 5 - 1 ヌートリアの分布拡大

【影響・被害】

本種の個体数が多い地域では、農作物に対する被害が大きい。特に、水辺周辺の水田、畑の根菜類に被害が甚大である。また、河川では堤防や土手に直径20～30cm、長さ1～6mの大きなトンネルを作るので、堤防の強度を弱める。

各年代にヌートリアが侵入した地区数

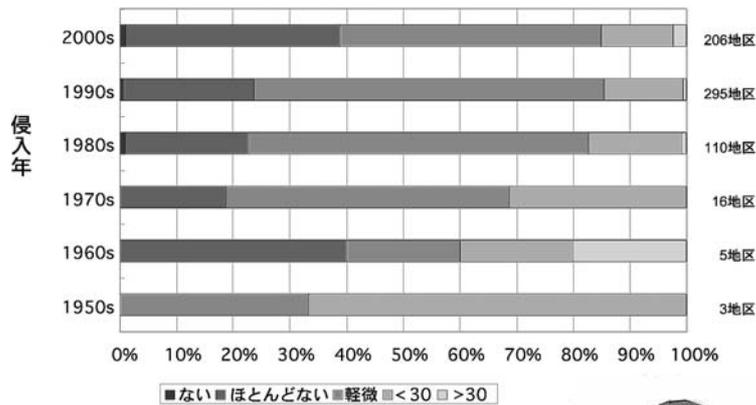
「平成15年度農会アンケート」より



80年代から加速的に増えている。

ヌートリアの侵入年度と被害状況

「平成15年度農会アンケート」より



このペースで増えると5年後には
 ・生息地区 635 → 724
 ・被害の深刻な地域 101 → 141



【対策事例】

○イギリスの事例

1920年代に毛皮獣として導入されたが、多数の個体が逃亡し、湿地帯へ侵入、定着した。1950年には20万頭以上に増加し、河川の土手に穴をあけたり、農業被害、湿地固有の植物への影響から害獣として位置づけた。

1962年から3年間の駆除、1981年からワナによる捕獲により1989年に根絶に成功した。なお、費用は500万ポンド（1ポンドを200円として約10億円）かかった。

【兵庫県でとるべき対策】

○経年的なモニタリングの実施

- ・ 農業者からの情報の収集と集計
- ・ 狩猟者からの情報の収集と集計
- ・ 県や市町への相談や苦情の情報の整理
- ・ ペットショップなどの調査

などを体系的に行い、新たな生息地点、目撃や被害などが急増したエリアを中心に対応策（駆除の方法等）を検討する。また、継続的調査により、施策の効果や状況の変化を把握することが重要である。

○対応策の判断と合意形成

- ・ 80年代以降、急速に分布を広げているが、農業被害は一部を除いて比較的少ない。
- ・ ただし、侵入から時間が経った地区ほど被害が大きい傾向があり、今後の経過は予断を許さない。
- ・ 水路を巧みに利用するため、防護柵等による防除が困難である。
- ・ 将来的な被害や費用を考えると、駆除による根絶を目指すのが望ましい。
- ・ 組織的な計画と駆除によって根絶に成功した事例もある（イギリス）。

などの現状を踏まえ、調査結果などと照らし合わせて、将来予測や費用対効果などを検討する必要がある。その上で、県としての対応方針を決定し、それに従ってより綿密な管理計画を策定すべきである。

○地域指定

特に、在来種に対する影響や、生活への被害が大きい地域を抽出し、地元の要望や事業に対する理解が得られる地域を対策強化エリアに指定し、集中的な対策を行うことも検討すべきである。

また、但馬地域北西部と淡路島には、まだ分布が広がっていないため、侵入防止や侵入初期の対策も有効である。

○捕獲による駆除

- ・ 捕獲手法の開発と普及

ヌートリアの根絶に成功したイギリスでは、餌である植物相が減少する冬期間に、フロート（筏）に箱罟やトラバサミをのせた罟で効果を上げている。兵庫県においても効果的で混獲の少ない手法を開発し、普及することが必要である。

・ 駆除事業の実施

行政が行う事業としての捕獲と駆除個体の処理は、シカやイノシシ同様に市町を主体とし駆除班等に委託するなどして実施するのが適切だと考えられる。

(ただし、狩猟者や捕獲技術を持った人材は年々減少・高齢化しており、人材の確保や捕獲従事者の待遇には十分に配慮しなければならない。)

・ 県民からの持ち込み個体の処理体制

捕獲した個体の殺処分は一般の県民には困難であり、遺体の処分にもコストがかかる。県民が、自主的に(あるいは偶発的に)捕獲した個体などの処理は、適切な持ち込み場所を用意し、やむなく再放獣されることのない体制を組む必要がある。

(ヌートリアの分布は拡大しているため、全県的にこのような引き受け場所が必要と考えられる。他の駆除対象の外来生物の引き受けと合わせて検討すべきである。)

○ 県民の取り組みの奨励

内容としては

- ・ 捕獲したものの引き取りと処分
- ・ 捕獲に対するの奨励金、買い取り
- ・ 捕獲や防除のための技術の習得や維持のための支援
(講習会や手引き書など)
- ・ わななど捕獲器具の貸し出し、防除用品の貸し出しや補助
などが考えられる。

そのためにも、安全で簡便な防除手法や捕獲手法を確立することが必要である。

○ 餌付けの禁止

娯楽や愛玩目的の餌付けは禁止すべきである。

特に、共通感染症や、餌付けによる増加などには注意を払う必要がある。



イギリスで使用され、捕獲効率を上げた筏式箱ワナ (S.Baker 氏の好意により使用許可を得たもの：転載禁止)